

## プロパンガス購入単価契約仕様書

プロパンガスの納入に関して、福島県（以下「甲」という。）と契約する事業者（以下「乙」という。）の業務等の内容は次のとおりとする。

### 1 品目 プロパンガス

2 予定数量 ふたば未来学園中学校・高等学校 1, 000 m<sup>3</sup>  
ふたば未来学園寄宿舎立志寮 9, 500 m<sup>3</sup>  
ふたば未来学園寄宿舎海風寮 17, 500 m<sup>3</sup>  
予定数量合計 28, 000 m<sup>3</sup>

3 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 納入場所 3箇所：ふたば未来学園中学校・高等学校、ふたば未来学園寄宿舎  
立志寮、ふたば未来学園寄宿舎海風寮  
ガスバルク：寄宿舎立志寮、寄宿舎海風寮  
ガスボンベ：本校舎

### 5 物品の納入及び保守管理

- (1) 乙は、甲が指定する場所に常時プロパンガスマーターを備えておくものとする。
- (2) 乙は、毎月1回、甲が指定する職員の立ち会いにより使用料を検針し、検針票を甲に提出する。
- (3) 乙が、備え付けたメーターは、甲が借り上げるものとする。
- (4) 乙は、設備の調査管理について、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第7条」に定めるところにより管理するものとし、甲は設備に異状を認めたときは、直ちに乙に連絡しなくてはならない。
- (5) 乙は、前項の連絡があったときは、直ちに技術者を派遣し、保安管理にあたるものとし、修理に要した費用は、甲乙間で協議して定める。
- (6) 乙は、ガスバルクタンクへのガス充填、またプロパンガスのボンベを交換するときは、甲の指定する職員の立ち会いにより行うものとする。

### 6 契約内容の変更

契約期間中、市況に著しい変動があり契約単価が不適当と認められるに至ったときは、以後の契約について甲乙協議の上、契約単価を変更することができるものとする。

### 7 予定数量

契約の予定数量を超えて購入する場合、又は予定数量に満たない場合であっても、契約期間中は契約単価を持って処理するものとする。